

町内農業関係者の皆様へ

大和町農業者大型特殊自動車運転免許取得補助金

令和7年4月1日

- 1, 目的 農業者の高齢化や担い手が不足している状況を鑑み、農業経営及び従事する担い手確保を促進し、農作業の効率化や持続可能な農業振興を推進するため、町内で農業を営む農業者や町内農業法人等へ就職した者に対して、免許取得にかかる費用の一部を助成する。
- 2, 対象者 次の要件を全て満たす方
- (1) 大和町の住民基本台帳に登録されている。
 - (2) 大和町の農家農地台帳に登載されている。
または、町内農業法人等へ就職している。
 - (3) 普通自動車運転免許を取得している。
 - (4) 大型特殊自動車免許（農耕車に限る。）を取得していない。
 - (5) 国、県等から本補助金と類似する補助を受けていない。
 - (6) 交付決定年度の3月31日までに大型特殊免許の取得が可能。
 - (7) 同一世帯又は同一経営に、同年度に本補助金の交付を受けた者がいない。
 - (8) 大和町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない。

3, 交付内容

下記のとおり なお、受講後の補助金交付申請はできません。

対象経費	補助率	備考
大型特殊自動車免許の取得にかかる経費 ・ 必要な講習などに係る費用 ・ 受検手数料 ・ 受検免許証交付手数料 など	補助率 2分の1以内 上限額 5万円 ※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	事業を活用できるのは1人1回まで

【問合せ先】 農林振興課 ☎345-1119（直通）

農業者大型特殊自動車運転免許取得補助金の流れ

《教習所への申し込みの前に申請が必要です》

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）を記入し提出（申請者から町）



- ② 補助金交付決定通知書を送付（町から申請者）



- ③ 免許取得（申請者）



- ④ 事業実績報告書（様式第 3 号）及び補助金請求書の提出（申請者から町）



- ⑤ 履行確認（町）を行った後、補助金額を確定



- ⑥ 補助金の交付（町から申請者）